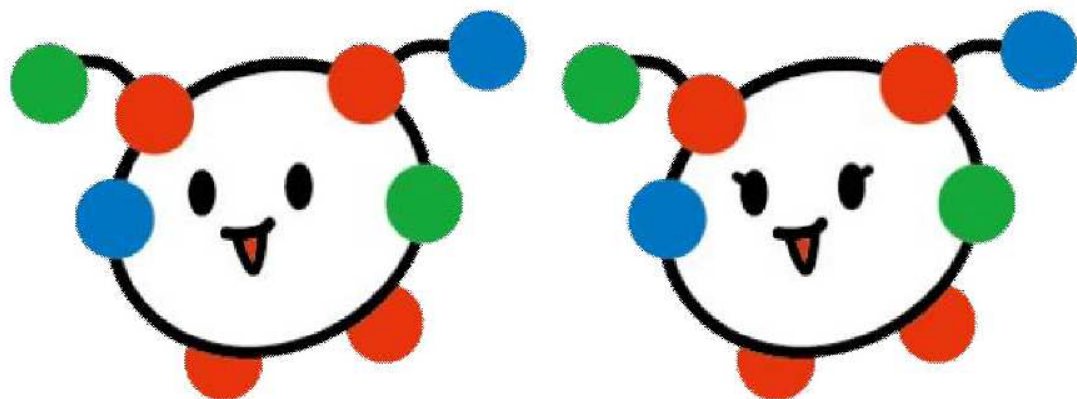


南砺市児童虐待防止・対応マニュアル



令和2年8月

南砺市要保護児童対策地域協議会

目 次

頁

第 1 章 児童虐待の基礎知識

1. 児童虐待の定義	1
2. 虐待の種類	
3. 虐待が起きやすい背景（要因）	2
4. しつけと虐待	3
5. 体罰について	3

第 2 章 虐待の早期発見のために

1. 早期発見の重要性	4
2. 早期発見のためのチェックリスト	4
3. 子どもの身体等に現れる虐待の兆候	
（1）身体発育	5
（2）身体的虐待と不慮の事故による外傷を見分けるための基礎知識	6
（3）精神面への影響	7

第 3 章 虐待の対応

1. 通告の義務と個人情報保護	9
2. 民生委員・児童委員、市民の方の通告・相談	10
3. 保育園・認定こども園、小・中学校の対応	11
（1）発見から通告までの流れ	12
（2）対応の実際	13
4. 通告後の支援の体制	15

第 4 章 関係機関とのネットワーク

1. 要保護児童対策地域協議会	17
2. 各関係機関の役割	19

虐待（疑い）チェックリスト	22
---------------	----

第1章 児童虐待の基礎知識

1. 児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）※¹が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。

※1 親権者、未成年後見人その他の者（里親、児童が入所している児童福祉施設の施設長など）で、児童を現に監護する者をいいます。場合によっては、祖父母やおじ・おば、も保護者となります。また、離婚した親権、監護権を有しない親や、親のパートナー（同居人）などであっても対象となります。

2. 虐待の種類

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」と表記）では児童虐待を次の4つに分類しています。（児童虐待防止法 第2条）

これらが重複して起きていることが少なくありません。

身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴力を加えること

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 異物を飲ませる、食事を与えない
- 冬に戸外に閉め出す、縛り付け拘束する
- 意図的に子どもを病気にさせる行為 など

心理的虐待

子どもの心を深く傷つけること

- 言葉による脅かし、脅迫や暴言
- 子どもの心を傷つけることを言う
- 子どもを無視したり、拒否したりする
- きょうだい間で差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者やその他の家族にDV（暴力、暴言、無視など）をする など

ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者としての保護を怠ること

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 家や自動車の中に放置する
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- ひどく不潔にする
- 子どもの情緒的要求を無視する（愛情遮断など） など

性的虐待

子どもにわいせつな行為をする・させる

- 子どもへの性交、性的暴力
- 性的ないたずらを強要・教唆する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体にする など

3. 虐待に至るおそれのある要因

虐待は一つの原因で発生するわけではなく、いくつかの要因が関連し、ストレスになった時、ある出来事をきっかけにして起こる場合が多くあります。虐待に至るおそれのある要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ影響を予測する上で非常に重要です。

保護者側のリスク要因

- ・望まない妊娠
 - ・育児に関する自覚や育児知識が不十分
 - ・出産期、乳児期などに事情があって母子分離を余儀なくされた場合
 - ・マタニティブルーや産後うつ病など精神的に不安定な状況
 - ・性格傾向が攻撃的、衝動的で、対人関係に問題を抱えている
 - ・精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
 - ・保護者自身に被虐待体験がある
 - ・育児に関する不安やストレスに弱い
- など

子ども側のリスク要因

- ・乳児期の子ども
 - ・低出生体重児、多胎児
 - ・障がい児、病・虚弱児
 - ・育てにくさをもつ子ども（ひどく泣く、こだわりが強い）
- など

家庭環境のリスク要因

- ・未婚を含む単身家庭（父子家庭・母子家庭）
 - ・内縁者や同居人がいる家庭
 - ・子連れの再婚家庭（ステップファミリー）
 - ・夫婦関係を始め人間関係に問題を抱え、相互協力関係が欠如している家庭
 - ・夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）など不安定な状況にある家庭
 - ・生計者の失業や転職の繰り返しなどで経済不安のある家庭
 - ・転居を繰り返す家庭（居住実態を確認できない家庭）
 - ・親族や地域社会から孤立した家庭
 - ・親子の長期分離がある家庭
 - ・すでに兄弟が施設入所している家庭
- など

（子ども虐待対応の手引き 平成28年8月改正版 厚生労働省 から抜粋）

4. しつけと虐待

しつけとは、子どもに社会性をもたせ、自立させるために行う家庭教育のことです。しつけの名のもとに大人の都合や期待を押しつけ、体罰や言葉で責めたてて従わせることは虐待です。また発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為は、しつけであるとか、良い子にするためという保護者の意図に関わらず、子どもにとって有害ならば虐待になります。

そして、どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」では、虐待を判断する上で有効な考え方として、小児科医・小児精神科医である小林美智子氏の言説が引用されています。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々は、その行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません」

（出典：子ども虐待対応の手引き 平成25年8月改正版 厚生労働省）

5. 体罰について

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行されました。

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に悪影響を及ぼすことが科学的にも明らかになっています。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、恐怖心による行動変容であり、子どもの健やかな成長・発達を促すものではありません。体罰ではなく、どうすればよいかを分かり易い言葉で伝えたり、具体的な見本を示したりするなど、子どもにも理解しやすい方法で伝える必要があります。

こんなことも体罰になります

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた
 - いたずらをしたので長時間正座をさせた
 - 宿題をしなかったので夕食を与えなかった
- など

※ 道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為は該当しません。

第2章 虐待の早期発見のために

1. 早期発見の重要性

子どもの多くは、自分から虐待を受けたことを話さないで、周囲の大人が虐待に気づく意識や目を持つことが必要です。児童虐待は、その後の子どもの心身の成長発達に大きな悪影響を及ぼすため、早期に発見し、支援することが重要です。

虐待をしてしまう親も、親自身が悩み、支援を必要としていることがあります。子どもだけでなく、親も支援するという視点に立ち、児童虐待の相談・通告は、「子どもと家庭への支援の始まり」という思いをもつことが重要です。

また職務上、子どもに関わる立場にある人は、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（児童虐待防止法第5条第1項）

《関係機関が虐待の早期発見に努める義務》

児童虐待防止法（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2. 早期発見のためのチェックリスト（P22 参照）

虐待をしている保護者や虐待を受けている子どもは、様々なサインを発しています。

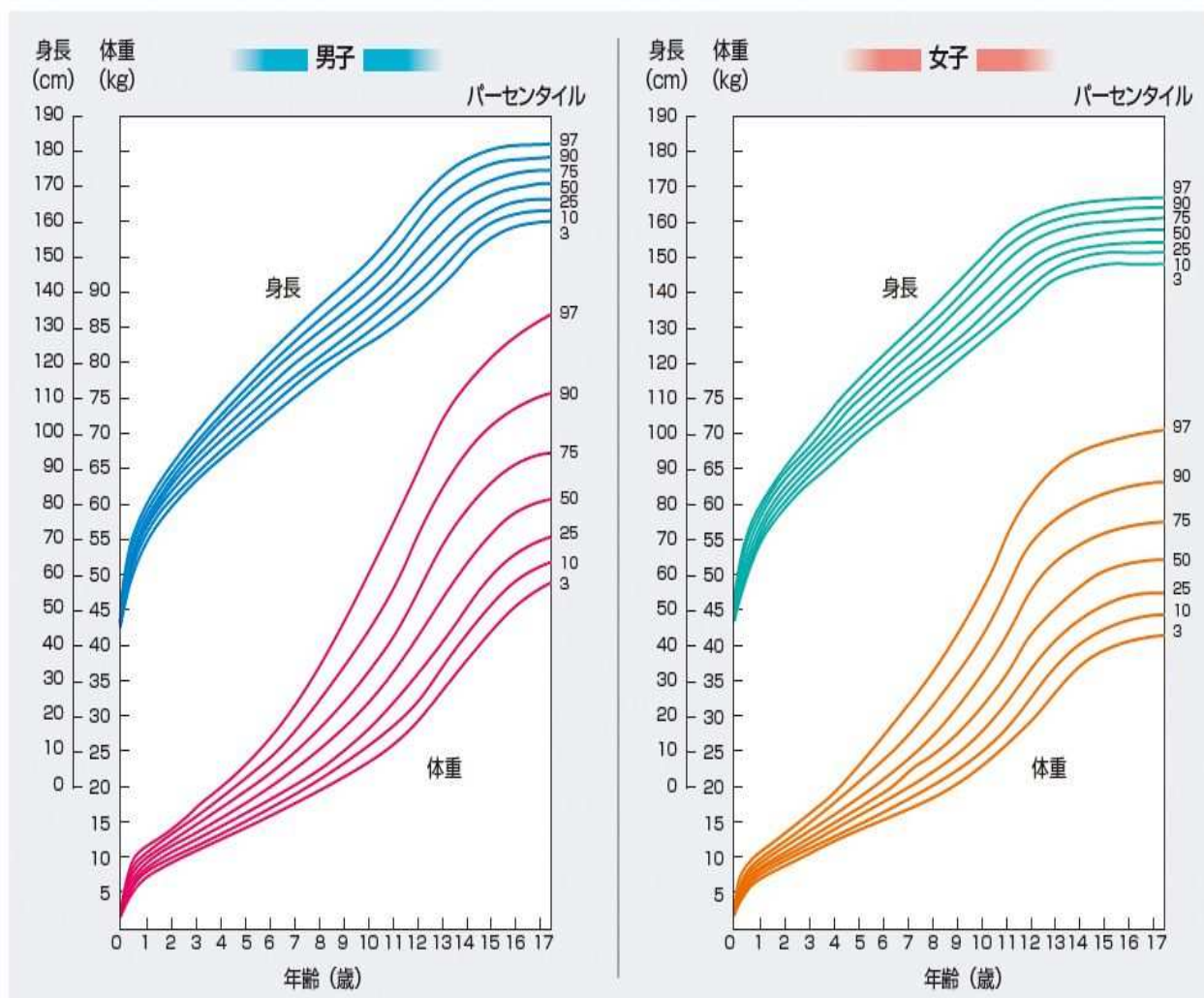
本マニュアルの最終項に掲載してあるチェックリストの項目は、子どもに関わるそれぞれの立場・場面ごとに、虐待が疑われる子どもと保護者のサインを示しています。ただし、チェックリストのどれかに該当するからといって、必ずしも虐待が行われているとは限りません。このチェックリストは、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するためのもので、小さなサインを見逃さず「児童虐待かもしれない」という視点を常にもち、該当する項目があれば、対象となる子どもや保護者に、より注意深く関わっていく必要があるものと認識し、具体的な事実を調査・確認していくためのツールとしてお役立てください。

3. 子どもの身体等に現れる虐待の兆候

(1) 身体発育

体格や衛生状態などの変化で、子どもの虐待が発見されることがあります。

特に保育園・認定こども園、学校などでは、低身長・低体重や長期休暇明けの大きな体重減少など、身体測定などの記録が児童虐待の重要な発見や判断基準となります。成長曲線を活用して確認しましょう。



標準成長曲線（男女）
 (厚生労働省「食を通じたこどもの健全育成のあり方に関する検討会」報告書、2004)

(2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷を見分けるための基礎知識

① 不自然な傷、あざ

基本的に不慮の事故による外傷は、骨ばっているところに生じやすく、児童虐待が疑われる外傷は、普段の行動でケガをしない部位に傷、あざ、火傷が生じます。

【外傷の部位】

不慮の事故による外傷	額・鼻・顎・肘・膝などの皮膚の下に骨があって、脂肪組織が少ない場所に生じやすい。
虐待が疑われる外傷	臀部・大腿内部など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋の下などくぼんでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすい。

【時間の経過に伴う挫傷の色調の変化】

打撲の色と、傷ができた時期の説明が大きく違う時は虐待を疑います。

時間が経過すると傷あとが消えてしまうため、できるだけ早く発見し子どもと保護者に傷などの原因について確認することが大切です。

時間経過	あざの色の变化
傷ができた直後の内出血	赤みがかった青色
1日～5日後	黒っぽい青から紫色
5日～7日後	緑色
7日～10日後	緑がかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2週間～4週間	消退

【特徴のある外傷所見】

時間経過	あざの色の变化
平手打ちによる皮下出血（スラッピングマーク）	平手打ちされた部分のうち、指と指の間に線条痕が残る。手の大きさにもよるが線条痕間の距離は2cm程度である。
たばこ熱傷の跡（シガレット・バーン）	直径が8mm程度で境界鮮明な円形で中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、たばこを押し付けられた火傷の可能性が高い。
水平線サイン	熱した液体（沸騰している風呂等）に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成され、熱傷の上縁を縁取る。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆している等の場合、頭髮を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。

出典：養護教諭のための児童虐待対応の手引 平成19年10月文部科学省

② 不自然な説明

- ・子どもと保護者の受傷原因の説明が異なる。
- ・保護者の外傷理由の説明が外傷所見と明らかに矛盾している。
- ・保護者の説明が二転三転する、傷などの説明に困っている、はっきり答えない。
- ・子どもが答えることを渋ったり、ごまかしたりしていると感じられる。
（親をかばっていたり、口止めされたりしている可能性がある）

(3)精神面への影響

虐待は子どもの心に深い影響を残し、子どものその後の人生そのものを左右します。その回復には長期間の治療やケアが必要となります。

①知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなったり、ネグレクトの状態で養育されることで、保育園等や学校への登園や登校がままならない場合があります。そのために、知的な発達が十分に得られないことがあります。

また、虐待する保護者は子どもの知的発達にとって必要なやり取りを行わなかったり、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があります。その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

②心理的影響

ア. 対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることで、子どもは要求を適切に満たされない状態となります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。

イ. 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることで自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがあります。

ウ. 行動コントロールの問題

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、保育園等や学校、地域で粗暴な行動をとることがあります。攻撃的・衝動的行動をとったり、要求のままに行動する場合があります。

エ. 多動

虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになります。ADHDに似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

オ. 心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷ストレス障害（PTSD）として残り、思春期以降に問題行動として出現する場合があります。

力. 偽成熟

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の要求に従って先取りした行動をとるような場合があります。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を表出する場合があります。

キ. 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状が見られることがあります。記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が現れ、まれには解離性同一障害に発展する場合があります。

【思春期以降に起こりやすい問題】

- | | | |
|--------|--------|----|
| ○乱暴・多動 | ○徘徊・家出 | |
| ○自殺企図 | ○非行 | |
| ○性的問題 | | など |

第3章 虐待の対応

1. 通告の義務と個人情報保護

「子どもが泣き叫ぶ声と親の怒鳴り声が聞こえる」「火傷やあざが多い」「不自然な時間に歩いている」「季節に合わない服装をしている、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である」など、虐待ではないかと思った時は、南砺市こども課や高岡児童相談所に相談・通告してください。

相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助につながる大切な行動です。

《児童虐待を発見した場合の通告》

児童福祉法（要保護児童の発見者の通告義務）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市長、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（以下省略）

児童虐待防止法（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 全号の規定による通告は、児童福祉法第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の秘密義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

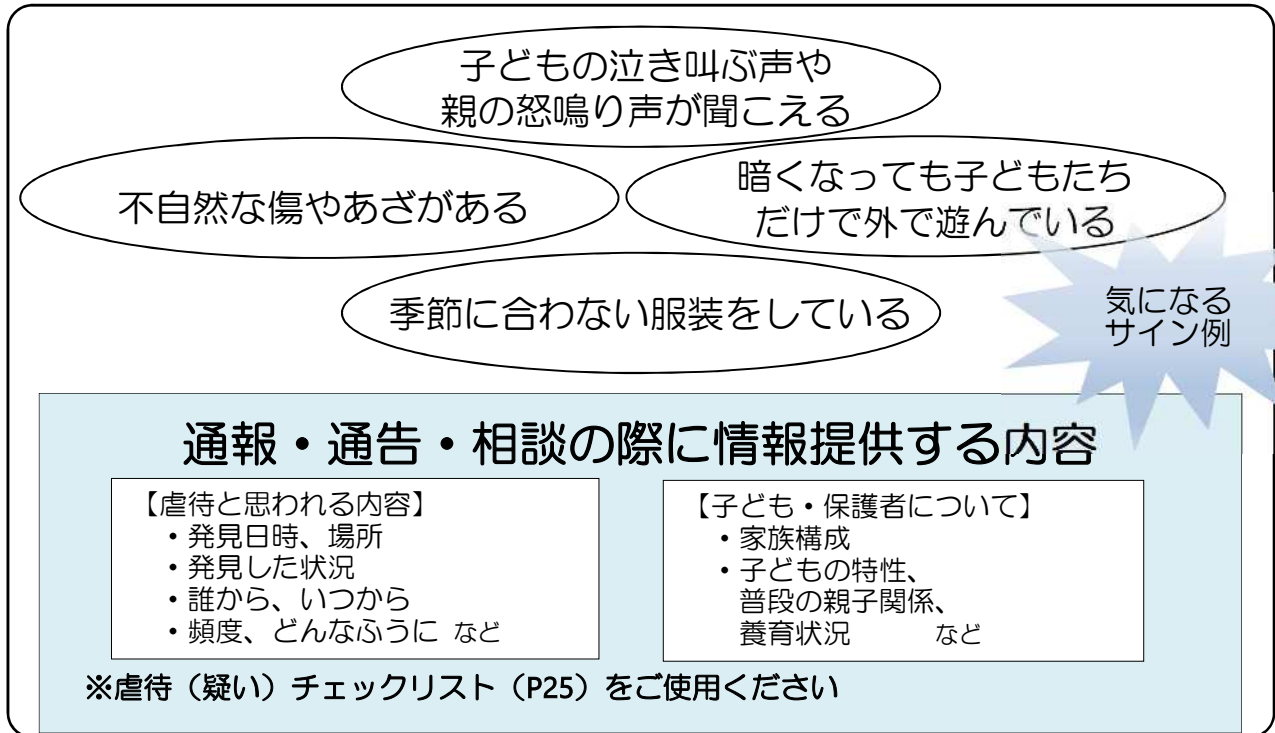
《通告者を特定させる情報の漏えい禁止》

児童虐待防止法（児童虐待に係る通告）

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合において、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、署員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

2. 民生委員・児童委員、市民の方の通告・相談

「もしかして虐待？」と思ったら

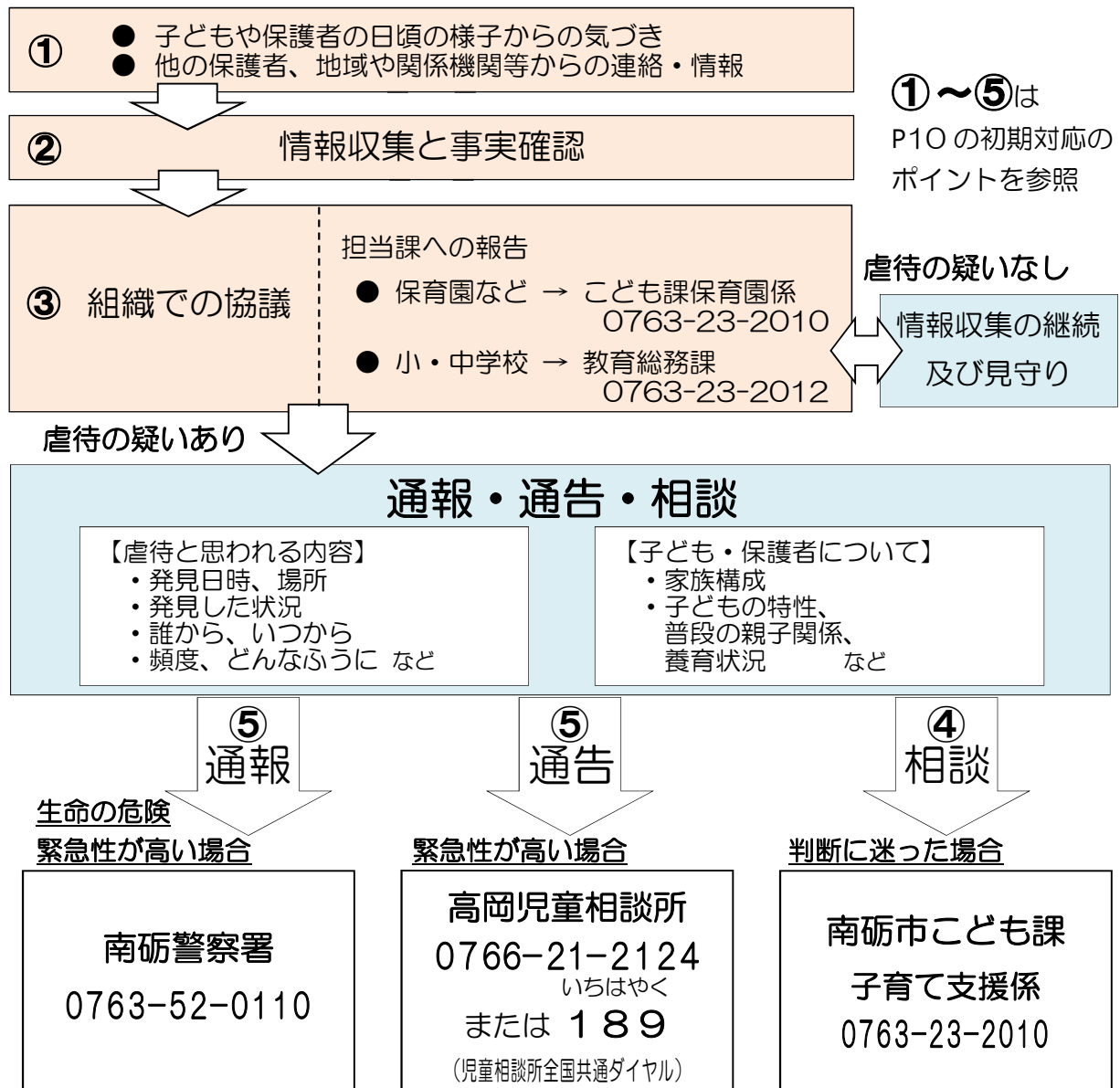


＜緊急性が高い場合（1つでもチェックがつけば該当）＞

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所に通報・通告してください。

- ☐ 身体的外傷、出血、骨折など障害が残る恐れや生命の危険がある
- ☐ 子どもへの激しい暴力がある
- ☐ 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある
- ☐ 性的虐待が強く疑われる
- ☐ 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる
- ☐ 遺棄・置き去り児を発見した場合（道路や危険な場所に一人でのいるなど）

3. 保育園、認定こども園、小・中学校の対応



※通告後の対応について、通告した機関と受理機関とで話し合い、子どもの安全確認や保護者からの聞き取り等について当面の対応と役割分担を具体的に決めます。

<緊急性が高い場合（1つでもチェックがつけば該当）>

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所に通報・通告してください。

- ☐ 身体的外傷、出血、骨折など障害が残る恐れや生命の危険がある
- ☐ 子どもへの激しい暴力がある
- ☐ 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある
- ☐ 性的虐待が強く疑われる
- ☐ 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる
- ☐ 遺棄・置き去り児を発見した場合（道路や危険な場所に一人でのいるなど）

(1) 発見から通告までの流れ

保育園、認定こども園、小・中学校は子どもに毎日、長時間、複数の職員が関わるため、家庭の養育環境を把握しやすい立場にあります。また、子ども達の何気ないしぐさや言動から、普段の様子との違いを感じ取り、いち早く虐待を発見することができます。

初期対応のポイント

① 一人で抱え込まず相談・報告する

児童虐待を発見したり、疑ったりしたら一人で抱え込まず、職場の同僚や管理職等に必ず相談、報告します。

② 情報の収集、記録、問題の分析を行う

家庭状況の調査や、他の職員からも気づいたことを聞き取る等、できるだけ多くの情報を集めます。また、子どもの身体状況、言動、保護者の態度などを具体的に観察し記録を取ります。あざや傷などがある場合にはできる限り写真に残すようにします。

子どもが観察されているという気持ちや不安を抱かないように配慮することが大切です。

③ 虐待の判断と相談・通告の検討、組織の役割分担や支援内容の決定

組織内で共通理解を図り、管理職を中心に対応します。虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担等、組織としての対応について協議します。あわせて保育園、認定こども園はこども課、保育園係へ、小・中学校は教育総務課へ報告してください。

④ 担当課や専門部署への相談

組織で迷われた場合、まずは、こども課子育て支援係へ相談してください。

⑤ 通報・通告

虐待の可能性がある判断した場合は、緊急性に応じて通告先に通告（相談）します。緊急を要する場合は、警察または児童相談所に通報・通告します。

援助のポイント

○ 組織内の情報共有

関係機関と連携をとりながら、全職員で共通の認識をもって今後の援助や役割について検討します。

○ 子どもへの援助

安全を確保するため、できるだけ登園・登校を促します。

子どもが「安心できる場」として、子どもを見守り、必要な場合には個別的な援助を行います。

○ 保護者への援助

否定的な言動は避け、よく話を聴くなど保護者に寄り添った支援が必要です。

保護者が孤立しないよう、温かい目で見守り、保護者の不安や悩み等について安心して相談できるように配慮します。

(2)対応の実際

子どもへの接し方

- 聞き取り前に、聞き取るポイントについて、関係者で検討しておきます。
- 子どもが安心して話せるよう、静かで落ち着いた場所で行います。
- 質問ばかりになってしまわないよう十分に気を付け、無理をさせないようにします。



〈子どもへの声かけ〉

「よく話してくれたね。ありがとう。苦しかったね。」

子どもは虐待を受けても親から虐待を受けたとはなかなか言いません。例えほんの一言でも、子どもがその悩みを告白しているときは、かなり勇気をふりしぼっていると考えられます。まずはしっかりと受け止めてあげることが大切です。

「あなたは悪くないんだよ。」

子どもは保護者をかばい、自分が悪いと思っていることが多いので注意が必要です。ただし、子どもの前で保護者を批判してはいけません。子どもにとっては、たとえ虐待をする親でも大切な存在です。

「今まで大変だったね。気づかなくてごめんね。」

虐待の話をしてほしいという安心感を与え、子どもの気持ちに共感します。

「わからない」という答えを尊重する。「思い出したらまた話してくれたらいいからね。」

打ち明けた子どもの方も迷いながら話をしているのかもしれません。安心感を与える聴き方で少しずつ聞いていく必要があります。

「困ったときは何でも言っていんだよ。」

子どもからSOSを出せるように、普段から関係づくりに努めます。「困ったときは助けを求めてよい」と繰り返し伝えます。そして子どもが助けを求めた時には責任をもってしっかりと対応します。

約束できないときは、「できない」と言う必要がある。

「誰にも言わないで」と言われたときは、できない場合もあることを説明する必要があります。「必要なときは、あなたを守ってくれる人に相談することがある」ことをきちんと伝えます。安易に「できない約束」をすると、結果的に子どもは裏切られたと感じてしまいます。関わる大人は、子どもが「必ずわかってくれるはず」と子どもを信頼し、「約束することはできない」と伝える必要があります。

〈気を付けたい言葉〉

「まさか」「考えすぎじゃないの」「あなたも悪かったんじゃないの」

虐待の事実を信じてもらえないと感じ、子どもはさらに傷つくことになります。

〈性的虐待対応の留意点〉

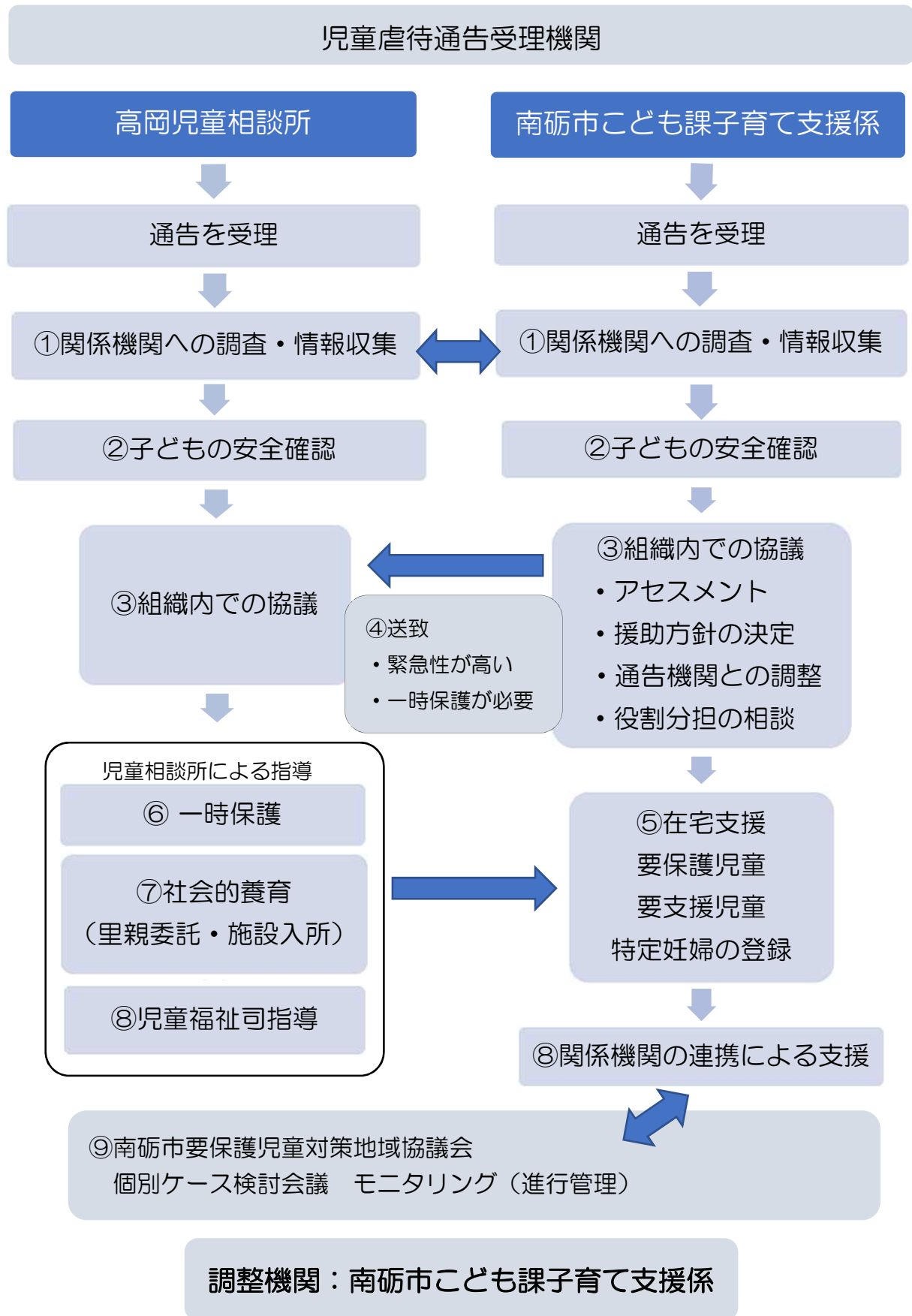
子どもへの確認は「何があったのか」「誰がしたのか」に留め、必要以上に聞かないようにします。保護者への確認は行わず、速やかに高岡児童相談所に通告します。

記録の書き方

- 子どもの話したそのままの言葉で書きます。
- ケガやあざを発見した場合は、看護師や養護教諭による記録や、人権に配慮しつつ可能な限り写真撮影（ものさしなど目安になるものを一緒に撮り、大きさが確認できることが望ましい）や、大きさ、色などの状態について記録します。



4. 通告後の支援の体制



① 関係機関への調査・情報収集及び通告書の作成

通告を受けたことも課子育て支援係は、通告を受理し、速やかに関係機関の協力を得て、調査・情報収集を行います。

関係機関から調査・情報収集を行う場合は、虐待の状況、医療機関受診の有無、受診先の医療機関名、過去のけが、過去の受診歴、身長、体重、体形、障害の有無、情緒的な問題、身体や衣服の汚れ、登園（登校）状況、親子関係、保護者の障害の有無などについて聞き取りを行い、速やかに要保護児童等相談・通告受付票を作成します。

② 子どもの安全確認

子どもの安全確認は、子どもを直接目視することを基本としますが、子どもの所属機関の職員による確認等、関係機関によって安全確認を行うこともあります。通告があった場合、48時間以内に子どもの安全確認を行います。

③ 組織内での協議

子どもの安全確認や調査・情報収集の結果に基づき、虐待であると判断された場合、共通リスクアセスメントシート等を参考に援助方針を決定します。

④ 送致

緊急度が高い場合は、高岡児童相談所に相談、協議します。その結果、市で対応することが困難な場合は高岡児童相談所に送致し、高岡児童相談所が主担当機関になります。

⑤ 在宅支援（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）

南砺市要保護児童地域対策協議会のケースとして、要保護児童、要支援児童、特定妊婦を登録し、在宅支援を行います。

⑥ 一時保護（児童福祉法第33条1項）

家庭から一時的に子どもを分離して保護する「一時保護」は、高岡児童相談所が判断し、子どもを一時的に預かるものです。原則として保護者の同意を得ますが、同意がなくても高岡児童相談所の判断で一時保護を行う場合があります。

⑦ 社会的養育（里親委託・施設入所）（児童福祉法第27条第1項第3号）

高岡児童相談所が里親委託、施設入所が必要と判断すると、子どもと保護者に対してその必要性と目的を説明し同意を得ます。同意が得られない意場合は、同法第28条第1項1号により、家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置を行います。

⑧ 関係機関の連携による支援

相談、通告を受理したケースが在宅で生活している場合は、関係機関と連携して在宅での支援やモニタリングを定期的に行います。

⑨ 南砺市要保護児童対策地域協議会

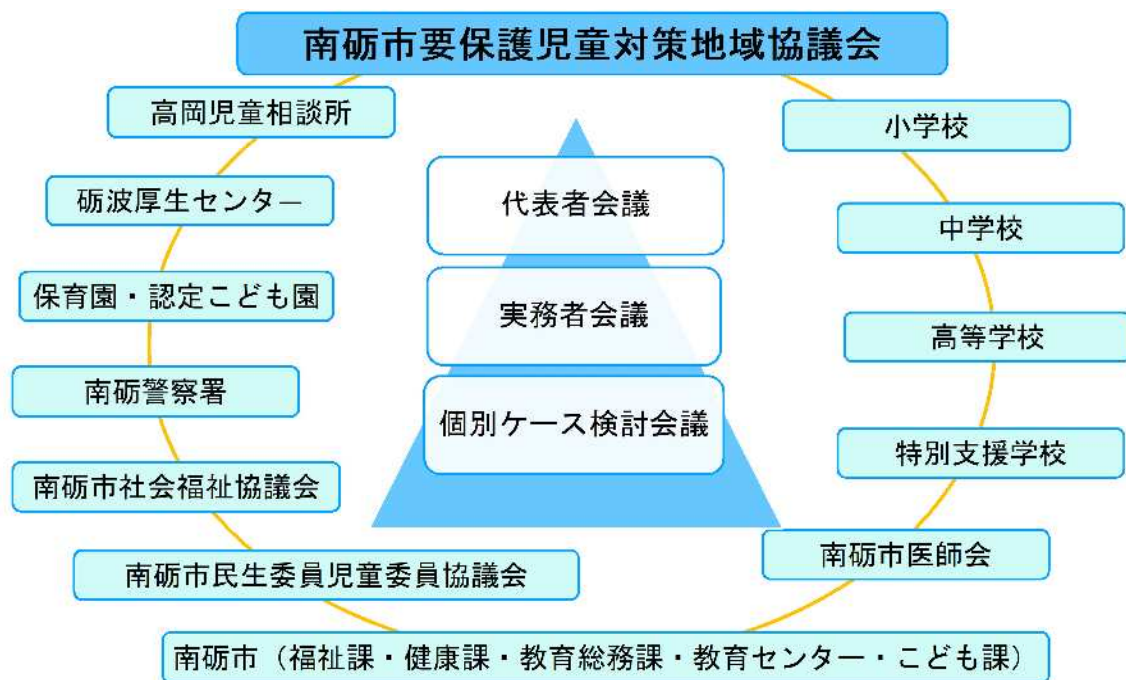
通告等で受理されたケースの重症度や援助方針の見直し等の協議を行い、南砺市要保護児童対策地域協議会（要対協）に登録しているケースの進行管理を行います。

第4章 関係機関とのネットワーク

1. 要保護児童対策地域協議会

南砺市では、平成18年度に南砺市要保護児童対策地域協議会（以下、協議会という。）を立ち上げ、関係機関の情報交換とネットワークを図り、児童虐待の早期発見、早期対応のために関係機関の連携強化に努めています。

関係機関同士の積極的な情報提供、情報共有、共通理解により、要保護児童、要支援児童、特定妊婦及びその家族について、より良い支援を行うことが重要です。



協議会の構成機関は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦及びその家族に関する情報を共有し、適切な支援が行われるよう協力します。

児童福祉法 （要保護児童対策地域協議会）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。

2 協議会は要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦に関する情報その他、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

協議会で開催される会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の三層から構成されます。

(1)代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、より効果的な支援体制について、全体で確認することを目的として年に1回程度開催します。

(2)実務者会議

個別の困難事例について対応策の検討を行い、関係機関の相互認識を高め、対応技術の向上や地域でのサポート等を図ります。

(3)個別ケース検討会議

個々のケースについて直接関わりのある関係者同士が、具体的な援助方法を検討し、当該児童に対する支援の内容等を検討するために適時開催します。各担当者の役割を明確にしつつ連携を行い、具体的な援助につなげます。

※ 専門的な意見が必要な場合、構成機関以外の関係者の出席を求めることができます。

この協議会における個人情報等の取扱いについては、以下のとおり、児童福祉法によって定められています。

児童福祉法

第25条の3 協議会は情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第25条の5 協議会を構成する関係機関等の職員等は正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 各関係機関の役割

各関係機関が専門の知識を生かして連携を図ることが児童虐待防止の必要なポイントです。

■南砺市教育委員会こども課子育て支援係の役割

子育て支援係は、概ね18歳までの子どもや保護者・関係機関などの子どもに関する相談窓口です。また、要保護児童対策地域協議会の事務局及び調整機関となっています。

子育てに関する様々な悩みをもつ保護者の相談にのり、地域や関係機関と協力しながら、子どもの健やかな成長をサポートしていくことを目指しています。

相談内容	● 子育て全般に関する相談
	● 児童虐待に関する相談、通告
	● DV、離婚、家庭問題等
	● ひとり親家庭の自立の相談、福祉資金、就労支援
スタッフ	保健師、家庭児童相談員、女性相談員、母子父子自立支援員

■高岡児童相談所の役割

児童相談所は、児童福祉司や児童心理士、医師、保健師、保育士、児童指導員等といった多くの職種があり、チームを組んで支援を行っています。

特に児童虐待対応については、市とともに児童虐待通告の受理機関であり、より重篤なケースにも対応するために、立ち入り調査や一時保護、在宅指導や施設入所の措置等、法的対応を含めた専門的支援を行うことができます。

【受け付ける相談の種類】

相談種類	内 容
養護相談	様々な事情で子どもを育てられない等の相談 児童虐待についての相談
保健相談	未熟児や病弱児といった健康・保健に関する相談 子どもの精神疾患に関する相談
障害相談	心身の障害や発達の違いについての相談
非行相談	窃盗、万引き等の触法行為や家出、性的逸脱等の問題行動等の相談
育成相談	不登校や家庭内暴力といった性格行動上の問題、学業不振、しつけ等の相談

■保育園、認定こども園、小・中学校等の役割

（児童福祉施設・学童保育等も含む）

子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、学び、遊び、生活する場である保育園・認定こども園・学校等は、虐待を発見しやすい場といえます。

保育士や教師などの児童の福祉に職務上関係のある者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。「虐待かもしれないが迷っている。話を聞いて欲しい」という疑いの段階でも、南砺市こども課や高岡児童相談所と連携し情報共有を図ります。虐待に関する事実関係をできるだけ細かく記録に残し、けがなどについては、写真を撮っておくことが重要になります。時間経過とともに情報や記憶が曖昧になったり、子どもの状況が悪化したりすることも考えられるため、早期発見対応のために、迅速な情報提供と共有に努めます。

虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどありません。外傷等明らかな場合を除けば、保育士や教師によって、子どもの雰囲気や様子から虐待が発見されることが多いようです。

保護者との関係悪化を恐れて、専門機関への通告や相談が遅れ、重篤になるケースもあります。「子どもを守る」「保護者を相談機関への相談につなぐ」という強い意志のもと、適時適切な相談・通告に努めます。

また、虐待等を受けた子どもや保護者に寄り添った継続した支援も大切です。家族の背景等の情報を共有してチームとして対応する体制を整えます。

※子どもにけがや傷がある場合は、通告を受けた側が48時間以内に目視するようになっていきます。**通告は、子どもが家庭に帰る前に、また出来るだけ午前中の早い時間に行ってください。**
（一時保護の必要性についての判断も行います）

■民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

「地域の応援団」として地域の実情に応じて、子育て支援活動への参加・協力を行いながら、子育てに関する相談・支援を行います。そして関係機関と連携を図りながら、保護者を支援し、虐待の発生を予防します。

日頃の活動を通して虐待を発見した場合は、南砺市こども課や高岡児童相談所に通告し、早期発見に努めます。

要保護児童対策地域協議会の趣旨を理解し、個別ケース検討会議への参加、他の関係機関と協力して「見守り」等の支援を行います。

■健康課（保健センター）の役割

妊婦相談、乳幼児健康診査や育児相談等の母子保健事業において、虐待のサインの早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、各関係機関と連携していきます。

虐待の早期発見のために、妊娠中や新生児期・乳幼児期の健診等の情報（未受診の情報）は、重要な情報となります。そのため、医療関係機関との連携を密に行い、常に支援できる体制をとっています。また、妊婦や保護者が精神面で援助を要する場合にも、福祉課の保健師や精神科の医療機関等と連携して関わっていきます。

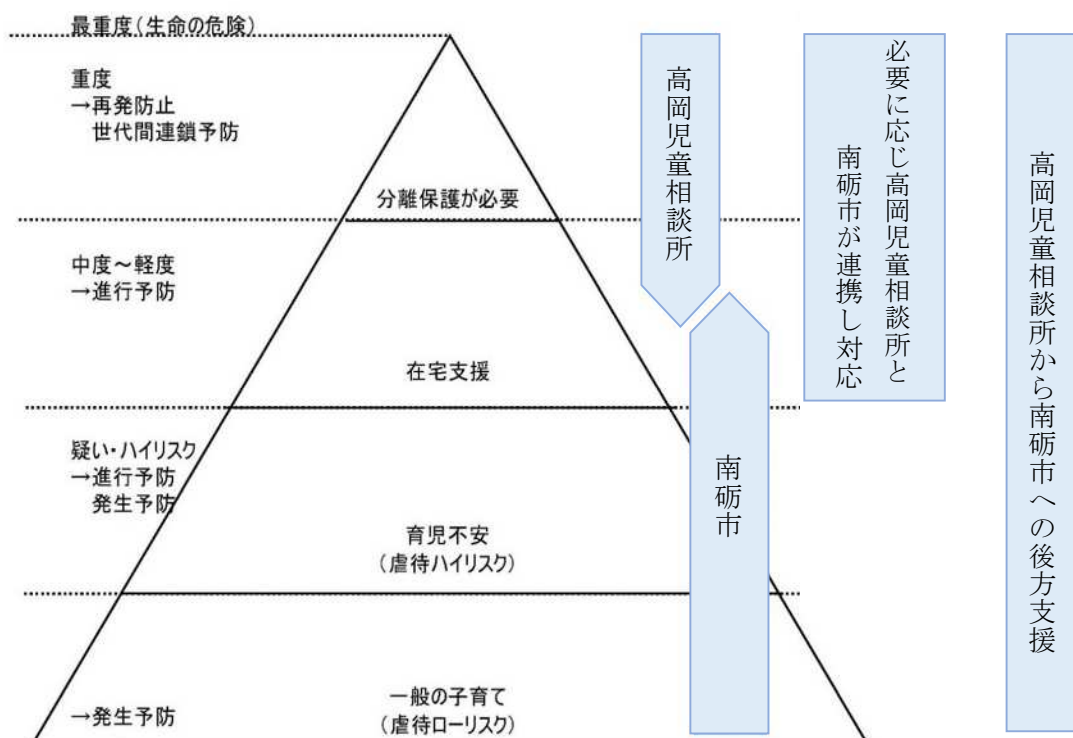
健診等を糸口に家庭訪問や面接、相談を行い、子どもの安全等状況確認を行うとともに保護者の子育ての大変さを受け止め、寄り添い、育児不安が虐待へ移行しないように早期の介入と支援に努めます。

■医療関係機関の役割

虐待を受けたと思われる子どもや、特定妊婦と思われる妊婦を発見した場合は、速やかに南砺市こども課や高岡児童相談所に通告する体制を整えておきます。

身体的虐待、ネグレクトを受けた子どもが受診するのは小児科や歯科や緊急外来であり、夜間や休日の場合が多くなります。子どもの身体的な状態、子どもに同伴した保護者の言動などには、細心の注意をはらい虐待の早期発見に努めます。

<南砺市と高岡児童相談所の役割分担>



◇ 虐待（疑い）チェックリスト

区分	✓欄	チェックリスト項目	
子どもの様子	身体面	通常の生活では発生することのない部位への受傷	
		骨折や火傷を繰り返す	
		不自然な打撲、新旧混在するあざがある	
		脱水症状、栄養障害がみられる	
		全身に湿疹・かぶれがある	
		特別な病気がないのに、身長・体重の伸びが悪い	
		虫歯が多い	
	生活・行動面	ケガの説明が不自然だったり、説明を嫌がったりする	
		ケガや病気にもかかわらず受診していない	
		おびえや警戒心が強く、集団に入れない	
		家に帰りたいがらない、家出を繰り返す	
		極端な性への関心や拒否が見られ、年齢に不適切な性的行動をとる	
		身体接触を嫌がったり、ささいな刺激で身を硬くしたりする	
		性器を痛がったり、かゆがたりする	
		年齢不相応な性的言葉や性的行動が見られる	
		特定の性別の者への怖れを示す	
		他の家族の服装と差がありすぎる	
		衣服や体がいつも不潔である（入浴していない）	
		おやつや食事をがつつ食べたり、盗み食いしたりする	
		子どもだけで食事をしていたり、食事をきちんと摂っていないかったりする	
		学校に行く姿を見かけない、理由もなく保育園・認定こども園・学校を休む	
		親を怖がり、委縮している	
		安心して親の前で遊べない	
		保護者と平気で離れたり、誰にでもまわりついて甘えたりする	
		空想にとらわれたり、きれいやすかったり、したことを覚えていなかったりする	
保護者の様子	子どもへの態度	子どもへの攻撃的・脅迫的な態度が見られる	
		子どものケガや病気についての説明に一貫性がなく、不自然である	
		行きすぎたしつけ、体罰を容認する	
		子どもに年齢・発達上不適切な期待をする	
		子どもを無視したり、子どもの人格を否定したりするような関わりをする	
		必要な子どもの世話をしようとしない	
		健診未受診、こどもの病気を放置する	
	生活・行動面	育児に疲れ、いらいらしている	
		地域や実家から孤立している	
		夫婦の不和や配偶者間暴力がある	
		理由もなく子どもを登園・登校させない	
		訪問しても居留守を使う	
		話しかけても避ける態度をとったり、サポートを拒んだりする	
○ 発見（確認）日時		○ 子どもの氏名	
年 月 日 () 時			
○ 発見（確認）場所		○ 家族構成	
○ 発見（確認）した状況		<その他気になること>	
○ 誰からの虐待（疑い）か			

※わかる範囲でご記入ください。

《 虐待が疑われる子どもを発見したら 》



南 砺 警 察 署 TEL : 0763-52-0110

高岡児童相談所 TEL : 0766-21-2124

南砺市教育委員会
こども課 子育て支援係
TEL : 0763-23-2010

通告者や相談内容の秘密は守られます

南砺市児童虐待防止・対応マニュアル

令和2年8月31日発行

南砺市教育委員会こども課

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

Tel : 0763-23-2010 Fax : 0763-52-6342

e-mail : kodomoka@city.nanto.lg.jp